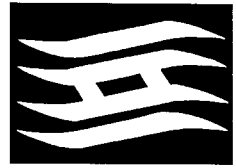


# 兵庫県公報

平成19年2月9日 金曜日 第1848号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○淡路市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	ページ 1
○換地処分に伴う西脇市の区域内における字の区域変更（同）	2
○同 上（同）	3
○同 上（同）	4
○換地処分に伴う加東市の区域内における字の区域変更（同）	5
○生活保護法に基づく指定施術担当機関の指定（社会援護課）	6
○町営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	7
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○西神第3地区工業団地造成事業に係る工事完了の届出（神戸県民局）	7

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	9
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	11

### 病院局辞令

○十倉 正朗	12
--------	----

### 警察本部公告

○入札公告	12
○落札者等の公示	13

## 告 示

### 兵庫県告示第134号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
遠 田	木 瓜	1322の1	遠 田	木 瓜 向
	奈 良 谷	3531		
	関ノ瀬	1341	遠 田	下 森

鶉 森	1361		
平 林	1366の2 1367の2 1369 1369の1 1369の2		
下 森	1349 1349の1	遠 田	関ノ瀬
辻ノ谷	1465の1 1465の2	遠 田	辻

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成18年5月31日現在の地番である。

### 兵庫県告示第135号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、西脇市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西脇市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
比 延 町	上 町	210の一部	比 延 町	大道ノ東
	茶 山	873の5の一部 876		
	大道ノ東	179の一部 180の一部	比 延 町	上 町
	口古野	689の一部		
	上川原	419の一部	比 延 町	下 町
	下 町	315の一部 330の一部	比 延 町	上川原
	西川原	335の一部 402の1の一部 403の1の一部 404の1の一部 405の一部 406 407		
	和 田	587の一部 613から615までの各一部 617の一部	比 延 町	山ノ口
	下古野	643	比 延 町	和 田
	口古野	766の一部 769の一部		
		712の一部	比 延 町	下古野
	奥古野	786の一部 787 788の一部 796から801までの各一部	比 延 町	口古野
和 田	559から561までの各一部 600の一部 602の一部 603の一部			

奥古野	784 785 786の一部 848の一部 849の一部 851の1の一部		
下古野	666 666の1の一部 667から669まで 670の一部 671の一部 675の一部 684から688まで	比延町	奥古野
口古野	709の1の一部 709の2 709の3の一部 710から712までの各一部 716の1の一部 716の2の一部		
大道ノ東	171の1の一部 172の1の一部	比延町	茶山
中池	867の3		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字比延町字上町198、199の地先の大字比延町字大道ノ東の道路、水路である公有地の全部、大字比延町字上町210の地先の大字比延町字大道ノ東の水路である公有地の全部、大字比延町字上町215の地先の大字比延町字口古野の水路である公有地の全部は、大字比延町字上町に編入する。

また、大字比延町字下町315に隣接する水路である公有地の一部は、大字比延町字上川原に編入する。

また、大字比延町字和田600、601の地先の大字比延町字口古野の道路である公有地の一部は、大字比延町字和田に編入する。

また、大字比延町字奥古野785、786に隣接する大字比延町字下古野の水路である公有地の全部は、大字比延町字口古野に編入する。

また、大字比延町字奥古野849に隣接する大字比延町字口古野の道路、水路である公有地の一部は、大字比延町字奥古野に編入する。

備考 地番は、平成18年6月1日現在の地番である。

兵庫県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、西脇市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西脇市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前		変 更 後		
大 字	字	大 字	字	
鹿野町	奥ノ田	1239の一部 1240 1241から1243までの各一部 1247の一部 1248の一部	鹿野町	御防垣内
	北垣内	1062の1 1063の1 1066の7	鹿野町	大蔵
	釜谷	1172から1174までの各一部	鹿野町	新開
	横山	1352の7の一部 1352の9の1の一部 1352の9の2の一部 1352の10 1352の11 1352の12の一部 1352の14の一部 1352の17の一部 1352の34から1352の36までの各一部		

	小丸	1347の8 1347の9 1347の22 1347の23	鹿野町	釜谷
	横山	1350の5の一部 1352の14の一部 1352の17の一部 1352の18の一部 1352の19 1352の20の一部 1352の22の一部 1352の31の一部		
	御防垣内	856の1の一部 857の一部 858 859の1の一部 860の一部 862の一部 887の1の一部 887の2の一部 889の一部 890の一部	鹿野町	奥ノ田
	釜谷	1227の2		
	小丸	1347の30 1347の36の一部		
塚口町	一ノ瀬	5の一部 6の1の一部		
鹿野町	奥ノ田	1276の一部	鹿野町	小丸
塚口町	一ノ瀬	21の24の一部		
鹿野町	新開	1145の1 1145の2の一部 1146 1147 1148の一部 1149の一部 1152の一部	鹿野町	横山
	釜谷	1187の一部 1187の1の一部 1187の2の一部 1197の一部 1198の一部 1199の一部 1202の一部		
	奥ノ田	1276の一部 1277の3の一部	塚口町	一ノ瀬
	小丸	1347の1の一部 1347の4の一部 1347の14の一部 1347の26の一部 1347の28の一部 1347の29の一部 1347の35の一部 1347の37の一部 1348の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字鹿野町字山ノ神642、643の1の地先の大字鹿野町字源四郎垣内の道路、水路である公有地の全部、大字鹿野町字山ノ神642の地先の大字鹿野町字御防垣内の道路である公有地の全部は、大字鹿野町字山ノ神に編入する。

また、大字鹿野町字御防垣内839から842まで、843の1の地先の大字鹿野町字源四郎垣内の道路、水路である公有地の全部は、大字鹿野町字御防垣内に編入する。

また、大字鹿野町字釜谷1226の1から1226の3までに隣接する大字鹿野町字奥ノ田の道路である公有地の一部は、大字鹿野町字釜谷に編入する。

また、大字鹿野町字奥ノ田1271の2、1272の2、1273、1274、1275の1、1275の2、1276に隣接する大字鹿野町字小丸の道路である公有地の全部は、大字鹿野町字奥ノ田に編入する。

備考 地番は、平成18年6月1日現在の地番である。

#### 兵庫県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、西脇市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西脇市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
堀 町	峠	350の1の一部	堀 町	城 府
	城 府	299の1の一部 300の一部 307から309までの各一部 320の1の一部 324の一部 325 326 327の1	堀 町	峠

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成18年6月1日現在の地番である。

兵庫県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、加東市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、加東市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
袴 鹿 谷	西萩原	85の一部 86の一部 112の一部 123の一部 124の一部 125 126の一部 127の一部 135の3の一部 136の1の一部 138の一部 139の一部	袴 鹿 谷	東萩原
	東萩原	1の一部 2の一部 8の一部 9 10の一部 21の2の一部	袴 鹿 谷	西萩原
	川ノ上	160の一部 165の一部		
	東吉田	187の一部 188の一部 189の1の一部 230の2の一部 232 の3 233の3	袴 鹿 谷	川ノ上
	見土呂	234の1 235 236の3 236の4 241の1の一部 242の一部		
	西萩原	144の1の一部 144の2の一部 145の一部 146の一部 157 の一部 157の1の一部 158の一部		
	東吉田	183の一部 184の一部 186から188までの各一部	袴 鹿 谷	東吉田
	西吉田	276から278までの各一部		
	西萩原	104の一部 105 106 107の一部 112の一部 113の1の一部 114の1の一部 114の2の一部 114の4の一部 114の	袴 鹿 谷	東吉田

	5の一部 117の2の一部 118の1 118の3の一部 118の4の一部 119 120の1の一部 129の1の一部 130の1 130の3の一部 131の1の一部		
東吉田	208の一部 210の1の一部 214の1から214の3まで 215の一部 216の1から216の3まで 217の1 217の2 218の1 218の2 219から222までの各一部 228の1の一部 228の2 229の1の一部 229の2の一部	揖鹿谷	見土呂
延引	511の一部 512の一部 523から529までの各一部 534から536までの各一部 544の一部	揖鹿谷	松ノ下
松ノ下	377の一部 378の一部 379 380の1の一部 380の2の一部 381から384まで 384の1 385の一部 387の一部 389の一部	揖鹿谷	黍谷
延引	540の一部 541の一部 543の一部 544の一部 545		
上山ノ前	471の一部		
	467の一部 468の一部 471の一部 472 473 474の一部 482の一部	揖鹿谷	延引
松ノ下	394の一部 395の一部		
延引	509の一部 513から517までの各一部	揖鹿谷	上山ノ前

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

また、大字揖鹿谷字西萩原112、124に隣接する大字揖鹿谷字東萩原の道路である公有地の全部、大字揖鹿谷字西萩原156に隣接する大字揖鹿谷字東萩原の水路である公有地の一部は、大字揖鹿谷字西萩原に編入する。

また、大字揖鹿谷字西吉田268の1、275に隣接する大字揖鹿谷字川ノ上の道路、水路である公有地の一部、大字揖鹿谷字西吉田278に隣接する大字揖鹿谷字川ノ上の道路、水路である公有地の一部は、大字揖鹿谷字西吉田に編入する。

また、大字揖鹿谷字黍谷565に隣接する水路である公有地の一部は、大字揖鹿谷字松ノ下に編入する。

備考 地番は、平成18年11月15日現在の地番である。

#### 兵庫県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により医療扶助のための施術を担当する機関として指定したものは、次のとおりである。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	施 術 者	所 在 地	指 定 年 月 日
武庫之荘整骨院	中村真祥	尼崎市武庫之荘1-2-5 スカイボックスビル102	平成18年10月12日
よし鍼灸接骨院	曾和由行	同 市潮江2丁目38-23	同 年8月16日
石田整骨院	石田徹	同 市大島2丁目20-6	同 年9月1日
板東鍼灸整骨院	板東賢	高砂市中筋5丁目18番 43-2号	同 年7月12日

兵庫県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の町に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

郡町の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
赤穂郡上郡町	石堂地区	平成19年2月9日から 同年3月1日まで	赤穂郡 上郡町役場

兵庫県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年2月9日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年2月9日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 北原八家線	姫路市継字五斗長187番2から 同市継字五斗長185番1まで	旧	7.0から 23.0まで	52.0	
		新	8.0から 23.0まで	52.0	
県道 国分寺白浜線	姫路市継字五斗長186番1から 同市継字野々上162番1まで	旧	12.0から 24.0まで	36.0	
		新	15.0から 26.0まで	36.0	

兵庫県告示第142号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第26条第1項の規定に基づき、神戸国際港都建設工業団地造成事業西神第3地区工業団地造成事業に係る工場等の敷地の造成に関する工事が次のとおり完了した旨、神戸市長から届出があった。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 工事が完了した工区の名称  
第14工区
- 2 工事が完了した地域の名称  
神戸市西区見津が丘5丁目2 他2筆
- 3 工事完了年月日  
平成18年11月30日

- 4 事業の施行計画を定めた者の住所及び氏名  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市 代表者 神戸市長 矢田 立郎



## 公 告

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人キッズクラブぴょんぴょん

イ 代表者の氏名 石田 周子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市南塚口町7丁目9番9号

エ 定款に記載された目的

この法人は、幼児・学童、保護者等子育てに取り組む人々に対して、幼児・学童の託児と保育及び各種教室開催、保護者の交流会と相談、チャイルドシッター養成、並びに子育て他団体とのネットワーク構築と地域交流に関する事業を行い、輝く笑顔を持った未来を担う子どもたちの健全な育成と元気に子育てをする人々を支える地域づくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人予防医療福祉協会

イ 代表者の氏名 茶谷 美千子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市灘区岩屋北町5丁目2番3-101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心とする地域住民に対し、予防医療や健康づくり等に関する普及啓発・情報提供事業を行なうとともに、介護保険法に基づく居宅サービス・介護予防サービス・介護予防支援事業を行い、医療福祉サービスの向上を図り、予防医療の普及を促進し、すべての人々が健康で安心して暮らせる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年1月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人エコスマイル・はりま

イ 代表者の氏名 前田 倫義

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市富田町26番地の

エ 定款に記載された目的

この法人は、西脇市及びその近隣地域住民に対して、廃食用油の回収・運搬、廃食用油のリサイクルに関する普及啓発、エコ食用油の精製・リサイクル、新エネルギーに関する学習・調査・研究及び普及啓発に関する事業を行い、これらの活動及び環境保全に関心を持つ人たちのネットワークづくりを推進しながら、ごみ減量、環境汚染の防止等、人と地球にやさしい資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成19年1月26日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ピース・ゲーム

イ 代表者の氏名 ROGERS CHARLES TYLER

ウ 主たる事務所の所在地 川西市清和台西1丁目5番地の9

## エ 定款に記載された目的

この法人は、グローバルな社会を生きるすべての人々に対して、世界中の様々な国の文化やそこに住む人々の多様さに親しむことができるピース・ゲームを通じて、国際的知識を豊かにし、理解を深める事業を行い、国際理解と国際平和の推進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成19年1月26日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たじま海の学校

イ 代表者の氏名 今井 学

ウ 主たる事務所の所在地 美方郡香美町香住区訓谷 316 番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもから大人まで全ての人々に対して、海洋環境保護及び海洋活動の安全性向上に関する事業を行い、美しい海を中心とした活力ある豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。

## 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年2月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人生活支援研究会

イ 代表者の氏名 野橋 順子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区住吉宮町7丁目7番8号 レ・モン1階

エ 定款に記載された目的

本法人は、すべての障害者に対して、介助者派遣、ピア・サポートなどをはじめとする自立生活支援に関する事業を行い、全ての人々が対等に共に生活を営める地域の創造に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぐるーぷあし

イ 代表者の氏名 小川 正雄

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市昆陽4丁目97番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、生活ホーム、共同作業所及び就労支援センターの運営を行い、しょうがい児・者が地域で自立した生活を営むことを支援するとともに、その家族の負担軽減を図り、市民の支援を得つつ福祉の向上に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成19年1月25日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ふるさと

イ 代表者の氏名 丸尾 行子

ウ 主たる事務所の所在地 朝来市伊由市場382番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく通所介護を中心に、在宅での訪問介護事業を行うと共に、生活支援の車椅子ごと移送事業及び地域における相談・助言事業を行い、福祉の町づくりに寄与することを目的とする。

## 病院局辞令

平成19年2月1日付

十倉正朗

県立柏原病院診療部外科部長に補する

## 警察本部公告

## 入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習委託業務の調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年2月9日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井誠史

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する業務の名称  
警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習委託業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間  
平成19年4月2日から平成20年3月31日までの間
- (4) 入札方法  
上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 西川  
電話 078-341-7441 内線 2254
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年2月9日（金）から同月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札、開札の日時及び場所  
平成19年3月23日（金） 午前10時30分から 兵庫県警察本部1階仮入札室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成19年3月22日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成19年3月20日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を平成19年3月22日（木）までに保証金に代えて提出すること。

## (2) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の10以上の額の契約保証金（以下「保証金」という。）を平成19年4月2日（月）に納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

## (3) 入札に関する条件

- ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
- イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。  
ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年4月2日）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生ずる。

## (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (5) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物件を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~  
落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年2月9日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠 史

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
男性警察官用冬合ワイシャツ 975着
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年1月19日
- 4 落札者の名称及び住所  
辰野株式会社兵庫営業所 兵庫県芦屋市楠町10番19号
- 5 落札金額  
6,040,125円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成18年12月1日